

【自治の伝統とまちづくりの歴史文化】

(7) 八幡商人のふるさと

1) 概要

琵琶湖に面し、東山道（中山道）と八風街道が交わる市域は、古来交通の要衝として、室町時代には周辺において鳴之市や横関市といった市が開かれましたが、その権利は一部の商人に独占されていました。しかし、織田信長により楽市令が布かれた安土城下を引き継いだ八幡町は、琵琶湖水運の運河としても機能した八幡堀や城下町を通る朝鮮人街道を通じて、多くの商人や周辺の市が集まり、城主羽柴秀次が発給した「**八幡山下町中掟書**」により諸役を免除することで、彼らに自由に商売をする権利を与えました。

江戸時代に入り、八幡山城の廃城後、在郷町となった八幡町では、諸役免除を巡って当時の幕府に凜として対峙したことで知られる御朱印騒動などに象徴される『自治の伝統』が育まれ、やがて**八幡商人**と呼ばれる在郷町八幡の商人たちが全国で活躍することとなります。彼らは、地元八幡町に本家を置き、江戸日本橋をはじめとする主要都市に出店を構え、全国に活動を広げました。八幡町には、**旧西川家住宅**をはじめとして、碁盤の目状に区割りされた町割に並ぶ商人屋敷が今も数多く残されています。

また、八幡の商人たちは、その嗜みとして文芸にもよく通じていました。文人商人として名高い歌人・**伴蒿蹊**をはじめ、俳人・**佃房原元**や絵師・**高田敬輔**、文人・**塩川文麟**、書家・**貞名松翁**（海屋）及び**巖谷一六**といった文化人の活躍や交流が、地域社会の文化的素養の形成に貢献しました。

八幡商人や地域有力者の潤沢な経済力は、明治時代以降の本市の教育・文化の発展へと反映されるとともに、西川家の**家訓「先義後利」**をはじめとする**八幡商人の経営理念**に基づく自治の精神は、現在の市民主体のまちづくりに脈々と継承され、八幡堀の修景保存運動に代表される景観まちづくりへの先行的な取組など、地域との共生を目指す本市のまちづくりに受け継がれています。

2) 構成歴史文化資産

	種別	名称	類型
1	有形文化財	安土山下町中掟書 附 八幡山下町中掟書	国指定文化財
2	有形文化財	八幡町絵図	市指定文化財
3	有形文化財	八幡町記録帳	未指定
4	伝統的建造物群	八幡伝統的建造物群保存地区	国選定文化財
5	有形文化財	旧西川家住宅 主屋・土蔵	国指定文化財
6	有形文化財	西川家住宅 主屋・でみず間・化粧間・表土蔵	県指定文化財
7	有形文化財	旧伴庄右衛門家本家	市指定文化財
8	有形文化財	日牟禮八幡宮 安南渡海船額	国指定文化財
9	有形文化財	円満寺 千石船絵馬額	市指定文化財
10	民俗文化財	円満寺 千石船模型※	市指定文化財
11	有形文化財	西光寺 絹本著色芦鯉図	市指定文化財
12	有形文化財	高田敬輔筆襖絵「竹林七賢図・楼閣山水図」※	県指定文化財
13	有形文化財	新撰菟玖波集上・下	市指定文化財
14	記念物	杉原氏庭園	県指定文化財
15	その他人文	八幡商人の家訓・店則・掟書、文書 (西川家家訓、中村四郎兵衛家家訓、西川庄六家家訓等)	未指定
16	その他人文	伴蒿蹊石碑	未指定

その他…上記以外の八幡商人邸宅・邸宅跡等（森五郎兵衛邸、西川甚五郎邸、岡田彌三右衛門邸址等）、八幡町に関する資産（古式水道、背割の溝、地名、絵図等）、言い伝え・伝承（八幡町の御朱印騒動）、歌碑（芭蕉句碑、その他歌碑）、八幡商人及びその他人物（西川吉輔、茨木杉風、木戸坤六、伊庭慎吉、志村ふくみ等）及びその関連資産等
※市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産

3) 保存・活用の核となる関連施設等

近江八幡市立資料館（八幡）、旧伴家住宅（八幡）、西川史料庫（八幡）など

(8) ヴォーリズと近代化の足音

1) 概要

明治維新は、本市においても地方行政制度の整備をはじめ、産業、金融、流通など様々な分野の**近代化**を推し進めました。

明治4年(1871)の廃藩置県、明治5年(1872)の府県統合を経て、明治6年(1873)から近江八幡市域は滋賀県の管轄下となり、明治12年(1879)には県下に郡役所が設置され、八幡町には蒲生郡役所が置かれました。明治22年(1889)には**町村制が施行**され、八幡町の役場は、伴庄右衛門家、白雲館などに置かれました。この他、警察署の設置、郵便局の開局も行われるなど、現在に続く地方行政の枠組みが整備されていきました。

産業面では、八幡商人の潤沢な資金を基に、近江帆布株式会社や八幡製糸株式会社などの多くの会社組織が次々と設立され、**近代的な工場生産が発展**しました。**中川煉瓦製造所**は、ホフマン窯による煉瓦の生産を開始します。煉瓦は明治時代を代表する新しい建築資材として、工場や官公庁、駅舎、学校などの公共施設を中心に用いられました。その他に、金融面では八幡銀行、江頭農村銀行、蒲生銀行が開業し、流通面では東海道線、湖南鉄道が開通しました。

様々な分野において近代化が進むこの革新の時代に活躍した人物が、**ウィリアム・メレル・ヴォーリズ**です。明治38年(1905)、滋賀県県立商業学校(現滋賀県立八幡商業高等学校)の英語教師として来日したヴォーリズは、キリスト教の伝道活動を行い、**近江ミッション**を組織して様々な活動に取り組みました。明治43年(1910)にはヴォーリズ合名会社を設立し、建築設計と建築資材の輸入を開始しました。その後、ヴォーリズ合名会社は、大正9年(1920)に建築設計部門のヴォーリズ建築事務所とメンソレータムの輸入販売を行う近江セールズ株式会社へと再編されました。

ヴォーリズは、大正8年(1919)に ^{ひとつやなぎ}一柳 満喜子と結婚をし、一層精力的に仕事に取り組み、昭和16年(1941)には日本国籍を取得して「^{めれろ}一柳 米来留」と改名しました。これは、米国より来てとどまるという決意を示しており、その後も『近江八幡は世界の中心である』の信念のもと、様々な社会貢献活動に奉仕しました。

昭和39年(1964)にヴォーリズが天寿を全うするまで、ヴォーリズ建築事務所が手がけた建築は国内外で千数百にのぼります。ヴォーリズが建築に携わった建物は、**ヴォーリズ建築**と呼ばれ、今も多くの建物が全国各地に残ります。市内には、ヴォーリズ夫妻の終の住処として使われた**旧ヴォーリズ住宅(現ヴォーリズ記念館)**をはじめ、**旧伊庭家住宅、吉田家住宅、ヴォーリズ記念病院旧本館(ツッカーハウス)、近江兄弟社学園ハイド記念館・教育会館、旧八幡郵便局**など数多くのヴォーリズ建築が残され、町並みのアクセントとして地域に親しまれているとともに、一部は地域活動の場等としても活用されています。

また、ヴォーリズは大正7年(1918)に近江基督教慈善教化財団(現近江兄弟社)を設立し、北之庄町の山麓に結核療養所として近江療養院(現ヴォーリズ記念病院)を築くなど、医療分野でも貢献しました。また、大正11年(1922)に妻一柳満喜子とともに清友幼稚園を創立、昭和26年(1951)に現在のヴォーリズ学園を創立するなど教育・福祉事業にも携わりました。

これらのヴォーリズの**宗教・建築・産業・医療・教育・福祉等多岐に渡る一連の活動**は、それぞれの分野の発展に大きく寄与し、今も市内各所に残るその足跡は、近江八幡の近代化を象徴するものといえます。

2) 構成歴史文化資産

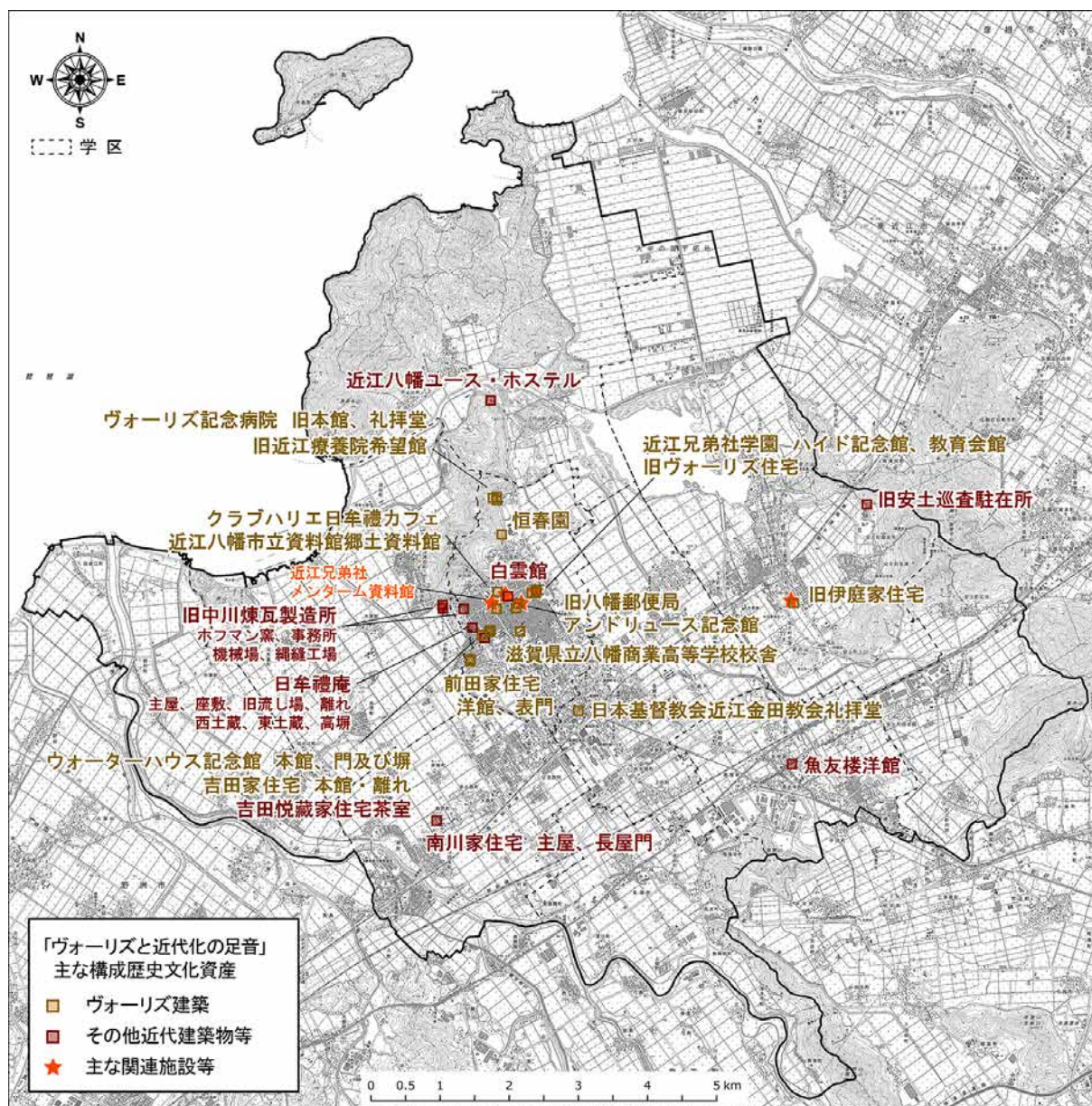
	種別	名称	類型
1	有形文化財	ヴォーリス建築	旧ヴォーリス住宅
2	有形文化財		吉田家住宅 本館・離れ
3	有形文化財		旧伊庭家住宅
4	有形文化財		前田家住宅 洋館、表門
5	有形文化財		近江兄弟社学園 ハイド記念館、教育会館
6	有形文化財		ヴォーリス記念病院 旧本館（ツッカーハウス）、礼拝堂
7	有形文化財		アンドリュース記念館（旧近江八幡 YMCA 会館）
8	有形文化財		ウォーターハウス記念館 本館（旧ウォーターハウスレジデンス主屋）、 門及び塀（旧ウォーターハウスレジデンス門及び塀）
9	有形文化財		日本基督教会近江金田教会礼拝堂
10	有形文化財		旧近江療養院希望館（五葉館）
11	有形文化財		クラブハリエ日牟禮カフェ（旧忠田邸）
12	有形文化財		滋賀県立八幡商業高等学校校舎
13	有形文化財		恒春園
14	有形文化財		旧八幡郵便局
15	有形文化財		近江八幡市立資料館郷土資料館（旧近江八幡警察署）
16	有形文化財	その他近代建築物等	旧安土巡査駐在所
17	有形文化財		白雲館
18	有形文化財		近江八幡ユース・ホステル（旧蒲生郡勸業館）
19	有形文化財		魚友楼洋館（旧八幡警察署武佐分署庁舎）
20	有形文化財		旧中川煉瓦製造所 ホフマン窯、事務所、機械場、縄縫工場
21	有形文化財		日牟禮庵 主屋、座敷、旧流し場、離れ、西土蔵、東土蔵、高塀
22	有形文化財		吉田悦藏家住宅茶室
23	有形文化財		南川家住宅 主屋、長屋門

その他…上記以外のヴォーリス建築（未指定・非公開）、上記以外の近代建築物等（未指定）、その他ヴォーリスに関する資産（近江兄弟社メンタム資料館収蔵物、ヴォーリス像等）、その他近代建築物に関する資産（古写真、絵はがき等）等

3) 保存・活用の核となる関連施設等

ヴォーリス記念館（八幡）、ハイド記念館（八幡）、近江兄弟社メンタム資料館（八幡）、旧伊庭家住宅（安土）、旧八幡郵便局（八幡）など

「ヴォーリスと近代化の足音」主な構成歴史文化資産等の分布



※市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産について元の所在地情報に基づき場所を示している



旧ヴォーリス住宅



旧八幡郵便局



アンドリュース記念館



魚友楼洋館



旧中川煉瓦製造所
縄縫工場



旧中川煉瓦製造所
ホフマン窯



旧安土巡査駐在所



近江八幡
ユース・ホステル

(9) 八幡発展の礎を築いた教育文化

1) 概要

八幡商人や地域有力者の持つ潤沢な経済力は、明治時代以降の市域の**教育・文化の発展**へと反映されることとなります。

明治10年～26年(1877～1893)にかけて滋賀県で行われた識字率調査(自分の名前が書けるか)において、市域の識字率は、男子約90%、女子約40%と、他府県と比較しても突出して高い結果となりました。これは、八幡商人等の輩出と、彼らが近江国出身者を奉公人として採用したこと、その際必要な文字の使用や計算能力の需要のため、**地域で文字学びが奨励**されたことに起因すると考えられます。

八幡町では、明治6年(1873)に**八幡西学校**(現旧伴庄右衛門家本家)、**八幡東学校**(現白雲館)が開校しました。西川甚五郎をはじめとする八幡商人たちは、開校に係る建設資金の提供のほか、西学校は大阪師範学校(現大阪教育大学)から、東学校は東京師範学校(現筑波大学)からそれぞれ教員を雇用し、高い教育環境を整えました。

同年、北里村(現江頭町)においても、**至誠学校**(現江頭町公民館至誠館)が創設されました。至誠学校の建物は自治会館機能を持ち、**江頭町自治会共有文書**には、至誠学校時代に使用された教科書類が残るほか、明治初期の滋賀県教育行政に関する文書が唯一残されており、滋賀県の教育史を語るうえでその存在は欠かせないものとなっています。また、高等科尋常科八幡小学校長であった**大島一雄**は、明治初期に「作文初歩」など教科書を出版し、その蔵書は市立近江八幡図書館に所蔵されています。

明治34年(1901)、大津市から移転した**八幡商業学校**(現滋賀県立八幡商業高等学校)は「近江商人の士官学校」とも称され、西川産業や伊藤忠など日本を代表する企業の経営者を多数輩出してきました。今なお現役の校舎として使用される校舎は、同校の英語教師として赴任したウィリアム・メレル・ヴォーリズの設計によるものです。

ヴォーリズは、妻一柳満喜子とともに、キリスト教の精神のもと、子どもたちが健全に遊ぶことができる場所として、ヴォーリズ合名会社の保育施設であるプレイグラウンドを設置し、その後**清友園幼稚園**(現近江兄弟社ひかり園)をはじめとする教育事業を進めました。当時の園舎が、近江兄弟社学園ハイド記念館(旧園舎)及び教育会館(旧講堂・体育館)として現存しています。

一方、大正15年・昭和元年(1926)、八幡商人西川伝右衛門家当主である**西川吉之助**は、東京の成城小学校で先進的な教育法を実践していた ^{たにのぼる} 谷 騰 を招き、宇津呂村土田に日本一小さい私立学校**昭和学園**を創立しました。全校生徒9人の学校では、子どもたち自身が学習計画を立てて成果を発表しあう、現在のフリースクールのような授業を行いました。西川吉之助は、昭和学園にも通う娘濱子が聾者とわかると、みずから口話法による教育を開始・実践し、昭和3年(1928) **滋賀県立聾話学校**(現栗東市)を創立しました。濱子ものちに一柳満喜子のもと、近江兄弟社で教育者として勤務することとなります。

これら地域に萌芽した教育的素地に培われ、**島尋常高等小学校**(現近江八幡市立島小学校)では、昭和戦前期において**先進的な郷土教育**が実践され、全国的に名の知れた学校となりました。

その他、江戸時代初期の陽明学者であり、日本初の庶民学校として名高い閑谷学校(国宝・特別史跡、岡山県備前市)の創立に貢献した**熊澤蕃山**は、桐原の地で一時勉学に励んだことが伝えられています。

近世から近代にかけての近江八幡市域は、全国でも有数の教育の先進地であり、その教えや理念は、各学校や地元企業の社員教育の指導法の根幹として現在に継承されています。

2) 構成歴史文化資産

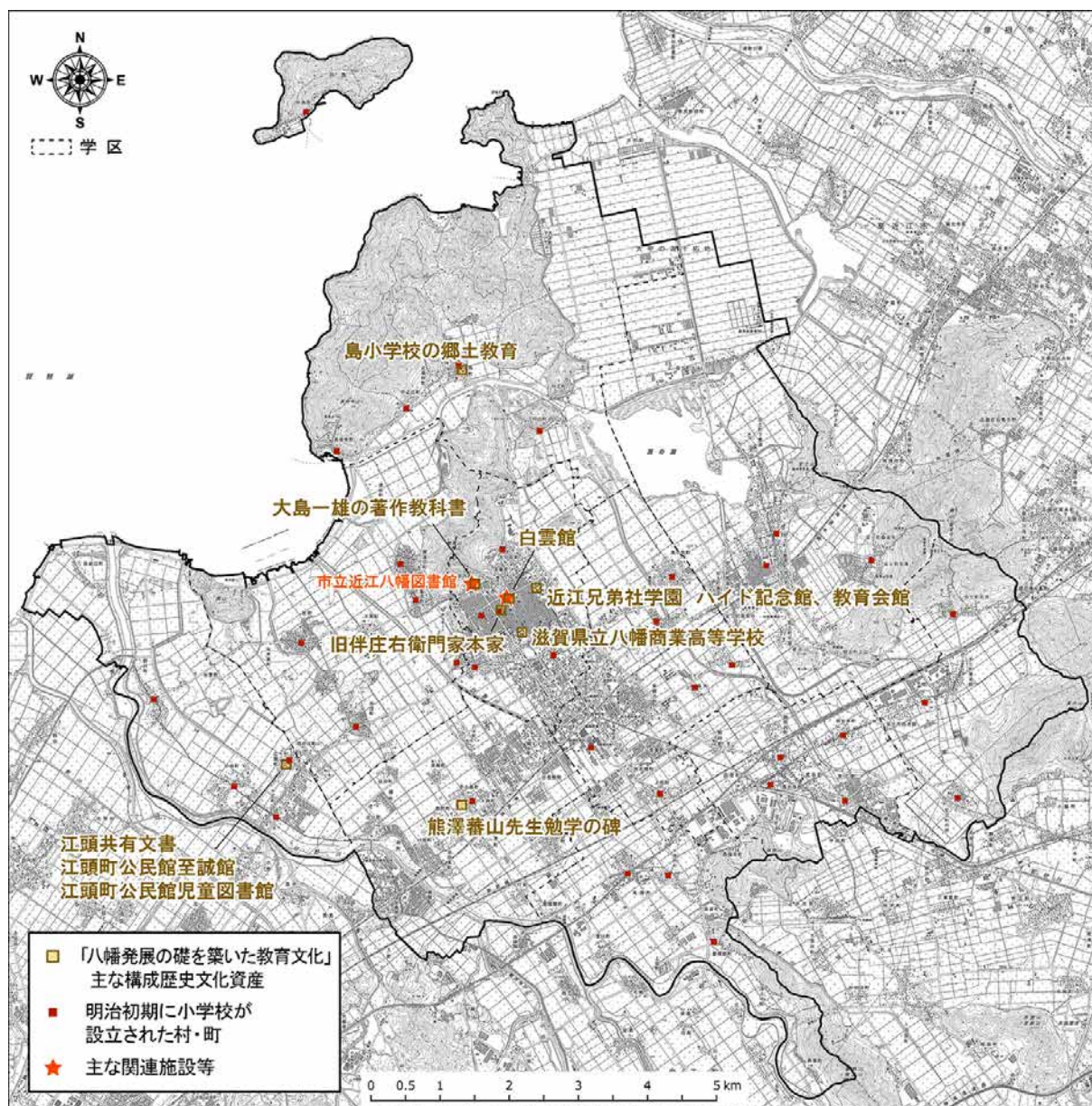
	種別	名称	類型
1	有形文化財	旧伴庄右衛門家本家	市指定文化財
2	有形文化財	白雲館	国登録文化財
3	有形文化財	近江兄弟社学園 ハイド記念館、教育会館	国登録文化財
4	有形文化財	滋賀県立八幡商業高等学校（旧八幡商業学校）	未指定
5	有形文化財	江頭町公民館至誠館（旧至誠学校）	未指定
6	有形文化財	江頭町公民館児童図書館（十時太鼓堂）	未指定
7	その他人文	江頭共有文書	未指定
8	その他人文	大島一雄の著作教科書（「作文初歩」等）	未指定
9	その他人文	島小学校の郷土教育	未指定
10	その他人文	熊澤蕃山先生勉学の碑	未指定

その他…市域の旧小学校・中学校等に関連する資産（文書群、古写真、学校跡地の碑等）、近江八幡市の教育文化の沿革、研究、実践に関する文献、文書群等、近江八幡市の教育の発展に携わった人物（平瀬光慶、西川吉之助、茶谷龍城、山本勝蔵、藤川栄太郎、一柳満喜子等）及びその関連資産等

3) 保存・活用の核となる関連施設等

白雲館（八幡）、市立近江八幡図書館（八幡）など

「八幡発展の礎を築いた教育文化」主な構成歴史文化資産等の分布



※市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産について元の所在地情報に基づき場所を示している



白雲館(旧八幡東学校)



至誠館



八幡商業高等学校



大島一雄の著作教科書



旧伴庄右衛門家本家
(旧八幡西学校)



ハイド記念館、教育会館
(旧清友園幼稚園)



至誠学校設立初期に
使われた教科書



島尋常高等小学校
農作業の風景

(10) 多様なむらの成り立ちと暮らし

1) 概要

大島、奥津島神社文書からうかがえる地域社会のまとまりという形で発生した「むら」は、江戸時代に入り、幕藩社会における行政区分である「**村**」として位置づけられることとなります。石高制に基づき年貢米貢納の基礎単位となった村は、市域に約 80 を数えました。人々はその共同体の一員として水稻耕作を中心とした生業を営み、強いつながりのもとで行政・経済・宗教行事、また、水利・山谷・湖水の用益等を組織で共有、運営する中で、沖島や琵琶湖岸、平野部、それらを取り囲む山々に至る多様な地域特性に応じて、**様々な形態、発展**を遂げていきます。

漁業が生業の中心となる島嶼の村である**沖島村**では、琵琶湖全体で多くの漁業権を持った堅田衆から訴訟により沿岸の占有漁業権を勝ち得ています。一方、奥島山沿岸の**北津田村**や**奥島村**は、当時の燃料や肥料の供給源であった奥島山の権利を、領主である彦根藩との争いで領主の山とされ、御料・官山に接する村としての営みを余儀なくされましたが、奥島山から切り出された材木はその後、琵琶湖疏水の資材に使われるなど、日本の近代発展に貢献しました。

朝鮮人街道が通る**江頭村**や**常楽寺村**は、内湖とつながる港湾機能も有することで、周辺地域から年貢米を集め琵琶湖水運へ積み出すなど交通の要衝として機能しました。内湖は干拓により陸地化されましたが、集落には往時の湊跡や船溜まり跡が残されています。

一方、中山道沿いは**武佐村**や**長光寺村**が宿場及び都市的機能を有し、同じく沿道の**東老蘇村**や**西老蘇村**などとともに、勧請縄などの道に関する民俗行事もよく残されています。

街道や湊をつなぐ間道は、移動する人々の目的に応じ村々をつなぎました。西国三十三所観音霊場を参詣する人々は、**長命寺村**から**石寺村**へ移動し、経由地の**金剛寺村**などには道標や灯籠が残されています。また、八幡町とつながる白鳥道は、中山道と交わり御代参街道・東海道を經由して伊勢・江戸へと通じており、**馬淵村・千僧供村・岩倉村**などは八幡から江戸への荷物輸送を一手に引き受けていました。

肥沃な湖東平野の農業生産を支えたのは、日野川や愛知川水系の伏流水による**湧水**です。**中小森村・古川村・池田村・東村・加茂村**などは、日野川を水源として中山道の下に樋を設け水を引く（きりはらごう ゆ桐原郷井）ことでつながりました。水利組織は祭礼の構成員となり、出雲神社や沙沙貴神社、菅田神社、馬淵の郷祭りなどの春の大祭を継承することで地域のつながりを維持しています。近江八幡の火祭りを執り行う氏子組織は、湧水を水源とする水利組織と同じくするものも多く、浅小井町の湧水群や北川湧水など、今も地域の用水や親水空間として利用される湧水のほか、かつての湧水跡や用水の相論の舞台ともなった水源地、水利関係碑、伝承等が市域各地に残されています。

地域の暮らしと発展を支えた村々は、ほぼその名のまま現在の町に継承されています。**村の神社**は、その多くが往時の姿そのままに御祭神を祀り、また、現代から過去の歩みを明らかにする素材である古文書や記録類（**共有文書**など）は、自治会をはじめとする地域コミュニティで大切に保存管理されています。江頭町では、自治会内組織として古文書保存委員会を組織し、朝鮮通信使来訪の街道整備関係文書など著名な資料を含む約 7,000 点に上る古文書を大切に守り継いでいます。

2) 構成歴史文化資産

	種別	名称	類型
1	有形文化財	大島、奥津島神社文書※	国指定文化財
2	有形文化財	大嶋神社奥津嶋神社 木造大国主尊坐像	国指定文化財
3	有形文化財	上野神社 木造素盞男尊坐像・木造大己貴命立像・木造菅原道真坐像	国指定文化財
4	有形文化財	馬見岡神社 木造天津日子根命坐像・木造天戸間見命坐像 木造女神坐像・木造僧形神坐像	国指定文化財
5	有形文化財	円山神社 木造狛犬	市指定文化財
6	有形文化財	加茂神社 木造狛犬	市指定文化財
7	有形文化財	長光寺 木造獅子頭	市指定文化財
8	有形文化財	(森尻町) 木造狛犬	市指定文化財
9	有形文化財	日吉神社 鉦鼓	市指定文化財
10	有形文化財	(馬淵町) 木造仮面※	市指定文化財
11	有形文化財	八幡社 本殿	国指定文化財
12	有形文化財	小田神社 楼門	国指定文化財
13	有形文化財	椿神社 神門	県指定文化財
14	有形文化財	活津彦根神社 本殿	市指定文化財
15	有形文化財	新宮神社 大宮社、拝殿	市指定文化財
16	その他人文	旧村・町所蔵文書群 (永原町中共有文書、仲屋町元共有文書、為心町上共有文書、為心町元共有文書、小幡町中共有文書、土田村文書、八幡共有文書、多賀町共有文書、円山共有文書、中之庄自治会文書、沖島共有文書、小船木町自治会文書、牧村文書、大房村文書、南津田村共有文書、鷹飼町共有文書、金剛寺町自治会共有文書、長田町自治会共有文書、浅小井町自治会所蔵資料、安養寺自治会文書、古川村文書、岩倉共有文書、馬淵村文書、千僧供共有文書、倉橋部共有文書、東川村文書、江頭共有文書、小田村文書、野村文書、武佐共有文書、長光寺共有文書、御所内自治会文書、常楽寺共有文書、香庄共有文書、上豊浦区有文書、下豊浦区有文書、石寺区有文書等)	未指定
17	その他人文	湧水地、水汲み場等 (北川湧水、音堂川湧水、浅小井町の湧水群、若宮湧水等)	未指定

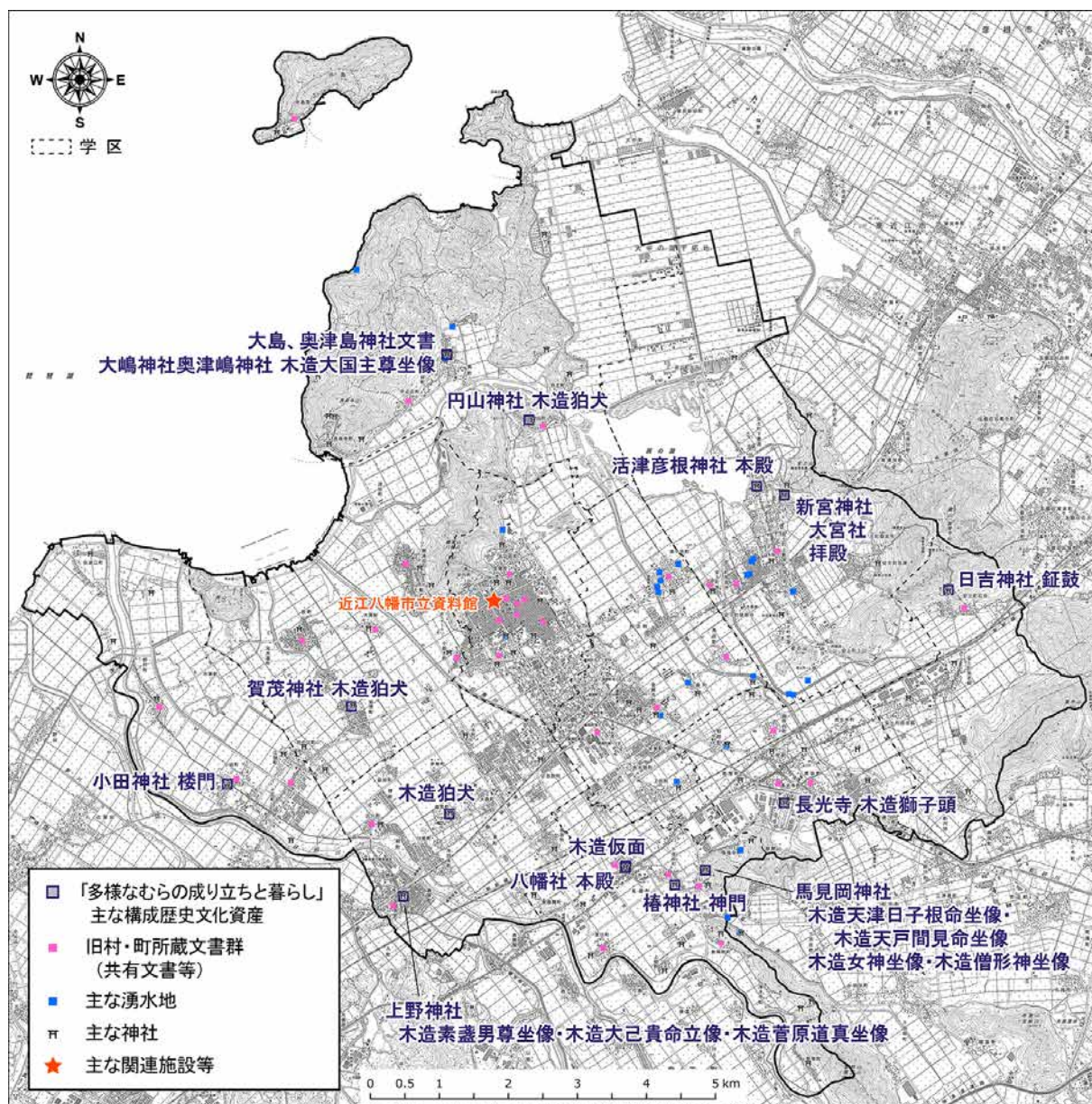
その他…旧村・町に残る古道・街道・湖上交通跡、湧水・取水跡及び用水等の相論に関する資産（水利関係碑等）、
 その他文書群（社伝、個人所蔵の古文書、地域史等）、その他地域の歴史文化に関する資産、言い伝え・
 伝承等

※市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産

3) 保存・活用の核となる関連施設等

近江八幡市立資料館（八幡）など

「多様なむらの成り立ちと暮らし」主な構成歴史文化資産等の分布



※市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産について元の所在地情報に基づき場所を示している



大島、奥津島神社文書



馬見岡神社



円山神社 木造狛犬



上畑村絵図



小田神社 楼門



椿神社 神門



若宮湧水(金剛寺湧水)



音堂川湧水

(11) 祭りと暮らしの中の祈り

1) 概要

祭りや年中行事は、その多くが無病息災・笑福除災・豊穰祈願・集落安全など、地域に暮らす人々の素朴な祈りが込められ、大切な営みの一部として伝えられるものであり、市域には、人々の営みと深く関わる様々な祭りと年中行事が受け継がれています。

本市を代表する祭りとして、日牟禮八幡宮の左義長祭、八幡祭、沙沙貴神社の春大祭、篠田の花火などの『火祭り』があります。**左義長祭**は、織田信長が安土城下で盛大に繰り広げ、異装華美な姿で躍り出たと伝えられる奇祭で、安土城下から八幡城下に移住した人々の祭りとして、ダシで飾られた13基の左義長が奉納されます。左義長の巡行時の「チョウヤレ、チョウヤレ」や「マッセ、マッセ」の囃しは、家々の表に飾られる赤紙とともに近江八幡に春の訪れを告げる風物詩となっています。**松明祭（八幡祭）**は、もともとの日牟禮八幡宮の氏子であった十三郷の祭礼で、宵宮に松明祭、本祭に太鼓祭りが行われます。松明祭では、笹・菜種殻・藁縄・葎などで作られた2基の大松明と各郷から奉納された松明が奉火され、松明の炎が夜空高くに燃え上がる姿は勇壮です。沙沙貴神社では、沙沙貴十二座と称される祭祀集団により、年3回の祭礼（**沙沙貴祭り**）が行われます。このうち、4月に行われる春大祭では、琵琶湖岸の葎で作製した大松明が奉納されます。上田町の松明祭では、和火による壮大な仕掛け花火（**篠田の花火**）が奉納されます。篠田神社の境内に設置された立板に描かれた絵が、暗闇に青白い火の光として浮かび上がる様は、幻想的な趣があります。

火祭りはこの他にも、左義長や松明祭が**市内各町で行われており**、江頭町・十王町、千僧供町などでは、子ども左義長が奉納されています。

火祭りだけでなく、賀茂神社の足伏走馬や安吉神社の流鏑馬、浅小井町の祇園祭り、伊崎の竿飛びなど、市内には多数、多様な祭り・行事が存在します。**馬の文化**に関わる行事として、加茂町の賀茂神社では、賀茂祭りの中で^{あしぐせのそうめ}**足伏走馬**と呼ばれる競馬の様式を取り入れた行事が執り行われるほか、倉橋部町の安吉神社では、端午祭りで^{やぶさめ}**流鏑馬 行事**が行われます。浅小井町の**祇園祭り**では、集落内の小路が所有する6基の曳山が賑やかに巡行します。**伊崎寺の竿飛び**は、岸壁に突き出た竿の先から、湖面に飛び込む天台修験の行で、琵琶湖を舞台にした代表的な夏の伝統行事となっています。この他に、**岩戸山十三仏千日会**、**日牟礼の十三仏祭**などが行われています。

また、正月や盆などの節目には、市内各所で多岐に渡る年中行事が行われます。正月の行事として勧請縄、山の神があります。安土町西老蘇の鎌若宮神社では、神社の参道に取り付けられた勧請縄の真ん中の木札を子どもたちが競って小石を投げて割る**マジアラコ**が行われます。盆の行事には、お精霊さん、船木町のサンマイ踊りなどがあります。地藏盆も市内各所で行われ、縄手町では**縄手のツクリモン**と呼ばれる珍しい行事が伝承されています。

夏越しの祓えとして、宇津呂町の公禮八幡宮で**足洗い**が行われます。また、池田町三丁目の正栄寺の「輪抜けさん」など茅の輪くぐりが行われています。

この他に豊穰祈願を行う農耕儀礼として、市内各所で虫送りや野神祭祀が行われます。野神祭祀では、「**ソウモク**」と称される相撲が牧町、上田町、千僧供町、西生来町などで行われます。

また、暮らしの中の祈りの一つとして行者講、愛宕講、金毘羅講などの代参の講が広く見られ、白王町白部の行者講では、**行者さんの水かぶり**と呼ばれる水行が伝承されています。

2) 構成歴史文化資産

	種別	名称	類型
1	民俗文化財	近江八幡の火祭り 左義長祭、松明祭（八幡祭）、 篠田の花火、旧正月のサギチョウ	国選択文化財
2	民俗文化財	日牟礼の左義長行事	県指定文化財
3	民俗文化財	火まつり（左義長）	県選択文化財
4	民俗文化財	火まつり（松明祭）	県選択文化財
5	民俗文化財	火まつり（篠田の花火）	県選択文化財
6	民俗文化財	湖南地域のソウモク行事 牧町（浜田講）、西生来町（野神祭）、上田町（野神相撲）、 千僧供町（八朔祭）等	県選択文化財
7	有形文化財	大嶋神社奥津嶋神社 菊花螺鈿鞍前輪欠・黒漆鞍・黒漆鐙※	国指定文化財
8	民俗文化財	市内各所の左義長、子ども左義長、松明祭等	未指定
9	民俗文化財	沙沙貴祭り（沙沙貴神社）	未指定
10	民俗文化財	足伏走馬（賀茂神社）	未指定
11	民俗文化財	端午祭（流鏝馬）（安吉神社）	未指定
12	民俗文化財	浅小井の祇園祭り（浅小井町）	未指定
13	民俗文化財	伊崎寺の竿飛び（伊崎寺）	未指定
14	民俗文化財	白王の行者講の水行（行者さんの水かぶり）（白王町）	未指定
15	民俗文化財	岩戸山十三仏千日会	未指定
16	民俗文化財	日牟礼の十三仏祭（日牟礼八幡宮等）	未指定
17	民俗文化財	マジアラコ（鎌若宮神社等）	未指定
18	民俗文化財	縄手のツクリモン（縄手町）	未指定
19	民俗文化財	サンマイ踊り（船木町）	未指定
20	民俗文化財	足洗いの泉（公禮八幡宮）	未指定
21	その他人文	祭り・行事が執り行われる場（境内建築及び境内地、巡行路、 御旅所等）	未指定

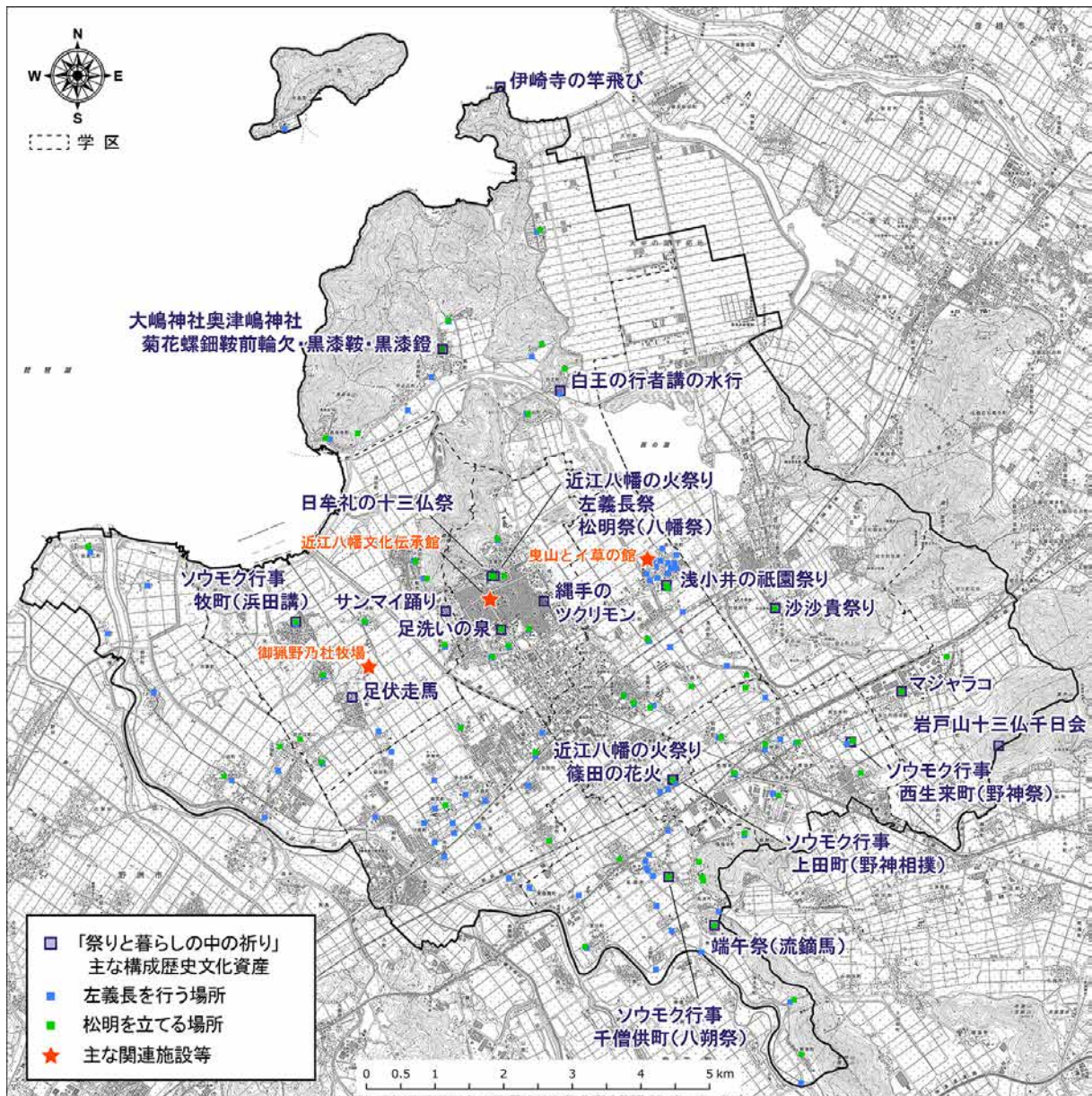
その他…上記祭り・行事に関連する資産（古文書、工芸品等）、上記以外の祭り・行事（未指定）及び関連する資産、年中行事（勧請縄、山の神、施行、地藏盆、茅の輪くぐり等）、農耕儀礼（虫送り、野神祭等）、講（行者講、愛宕講、金毘羅講等）及び関連する資産（愛宕碑、愛宕燈籠、愛宕札、金毘羅宮、行者堂）、馬場（賀茂神社近都牧）、馬場跡（上野神社ほか）、各神社の馬像、その他言い伝え・伝承等

※市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産

3) 保存・活用の核となる関連施設等

近江八幡文化伝承館（八幡）、御猟野乃杜牧場（岡山）、曳山とイ草の館（金田）など

「祭りと暮らしの中の祈り」主な構成歴史文化資産等の分布



※市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産について元の所在地情報に基づき場所を示している



近江八幡の火祭り
(松明祭)



近江八幡の火祭り
(左義長祭のダシ飾り)



近江八幡の火祭り
(篠田の花火)



スモウ行事
(上田町)



沙沙貴祭り



浅小井の祇園祭り



足伏走馬



マジャラコ

(12) 暮らしを支えた匠と技

1) 概要

近江八幡市域を取り囲む湖や山々の自然環境は、人々の暮らしの支えとなり、多くの生業を育みました。

西の湖のヨシ原は品質が良いことから、簾^{すだれ}、葭^{よし}簀^す、葭^{よし}戸^どといった暮らしを支える生活用品の材料として重宝されています。ヨシの茎が空洞であることを活かした**ヨシ製品**が多く開発されており、高級玉露の被覆栽培には今でも葭簀が使われています。文化庁が設定する「ふるさと文化財の森」には、文化財建造物の保存に必要な資材（ヨシ）の供給地として西の湖周辺の2か所（西の湖近江八幡葭生産組合葭地及び西の湖佐々木土地葭地）が設定されています。内湖沿岸ではまた、イグサが栽培され、製造された畳表は「**近江表**」の名のもと、八幡商人によって全国へと普及しました。

一方、琵琶湖の恵まれた水産資源により発展した漁業が、現在も沖島を中心に行われています。伝統漁法である**エリ漁（魷漁）**は、大島、奥津島神社文書にもその存在が確認されており、近年では、明治天皇が好んで食べたとされる^{ひが}鯉を明治神宮に奉納しています。

また、市域の南に連なる山稜のうち、その名もあらわす“岩倉”山からは、古くから**石材**が産出され、切り出しの技術を持った当地の**石工**たちは、京都の三条大橋や方広寺大仏殿の普請に駆り出されました。明治時代以降は沖島でも石材業が盛んになり、琵琶湖水運を使った琵琶湖疎水や南郷洗堰・国鉄東海道線の材料として沖島の石材が使われ、文字通り近代日本の礎となっていました。**石工文書**は、豊臣時代から近世・近代に及ぶ岩倉の石工の活動をうかがうことのできる貴重な資料です。

江戸時代、八幡町及び八幡商人が大きく発展を遂げた背景には、手工業の発達による良品の産出などが挙げられ、特に「**近江蚊帳**」は、八幡商人により全国に手広く手厚く売り捌かれたものとして有名です。また、近江八幡市を代表する産品である「**八幡瓦**」は、元禄期、京都より移住した瓦師寺本仁兵衛による本願寺八幡別院の瓦葺きがその始まりとも考えられますが、その材料となる瓦土や割木の原材料の輸送、製造された瓦の流通には八幡堀や琵琶湖の湖上交通が大きな役割を果たしており、土と水運という内湖の恵みを活かした循環型産業でありました。

明治時代になると、新しい建築資材として公共施設を中心に「**煉瓦**」が用いられます。当初、煉瓦製造に直接携わった人達の多くは瓦製造関係者であったといわれ、市内に残る旧中川煉瓦製造所ホフマン窯は、近畿圏における民間の煉瓦製造として極めて早いものであり、当時の面影を伝える貴重な近代化遺産です。

こうした八幡の発展の歴史は、現代の様々な産業に受け継がれています。京都を市場とした「**木珠**」の生産は、現在全国シェアの7割を占め、「**丁稚羊羹**」「**赤コンニャク**」「**丁子麩**」は地域の名産品となっています。また、松明祭りを支える太鼓の皮張りをはじめ、皮革や牛馬を取り扱った人々は、文明開化による生活の変化とともに、その生業を「**近江牛**」の生産や「**八幡靴**」の製造などへとつなげていきました。

また、「**ウロリ煮**」「**ギギの蒲焼き**」「**打ち豆汁**」などの**郷土料理**は、地域の気候や風土、産業、文化の中で育まれた食文化として、地域や家庭に大切に受け継がれています。

2) 構成歴史文化資産

	種別	名称	類型
1	その他人文	主な伝統産業・特産品 (ヨシ製品、八幡靴、八幡瓦、木念珠、近江牛、赤こんにゃく、 丁稚羊羹、丁子麩等)	未指定
2	文化的景観	近江八幡の水郷	国選定文化財
3	文化的景観	西の湖	未指定
4	有形文化財	本願寺八幡別院 本堂、表門、鐘楼、裏門	県指定文化財
5	有形文化財	石工文書*	市指定文化財
6	有形文化財	かわらミュージアム収蔵物	未指定
7	その他自然	西の湖のヨシ群落	未指定
8	その他人文	岩倉山の採石跡	未指定
9	その他人文	沖島の石切場跡・丁場跡	未指定
10	その他人文	沖島漁港	未指定
11	その他人文	伝統漁法(エリ漁、沖すくい網漁等)	未指定
12	その他人文	郷土料理 (ウロリ煮、ギギの蒲焼き、スジエビ、メズシ、小豆がゆ、 打ち豆汁等)	未指定
13	その他人文	八幡瓦で葺かれた建造物(寺院、神社等)	未指定
14	有形文化財	旧中川煉瓦製造所 ホフマン窯、事務所、機械場、縄縫工場	国登録文化財
15	その他人文	1 キロ牛舎	未指定

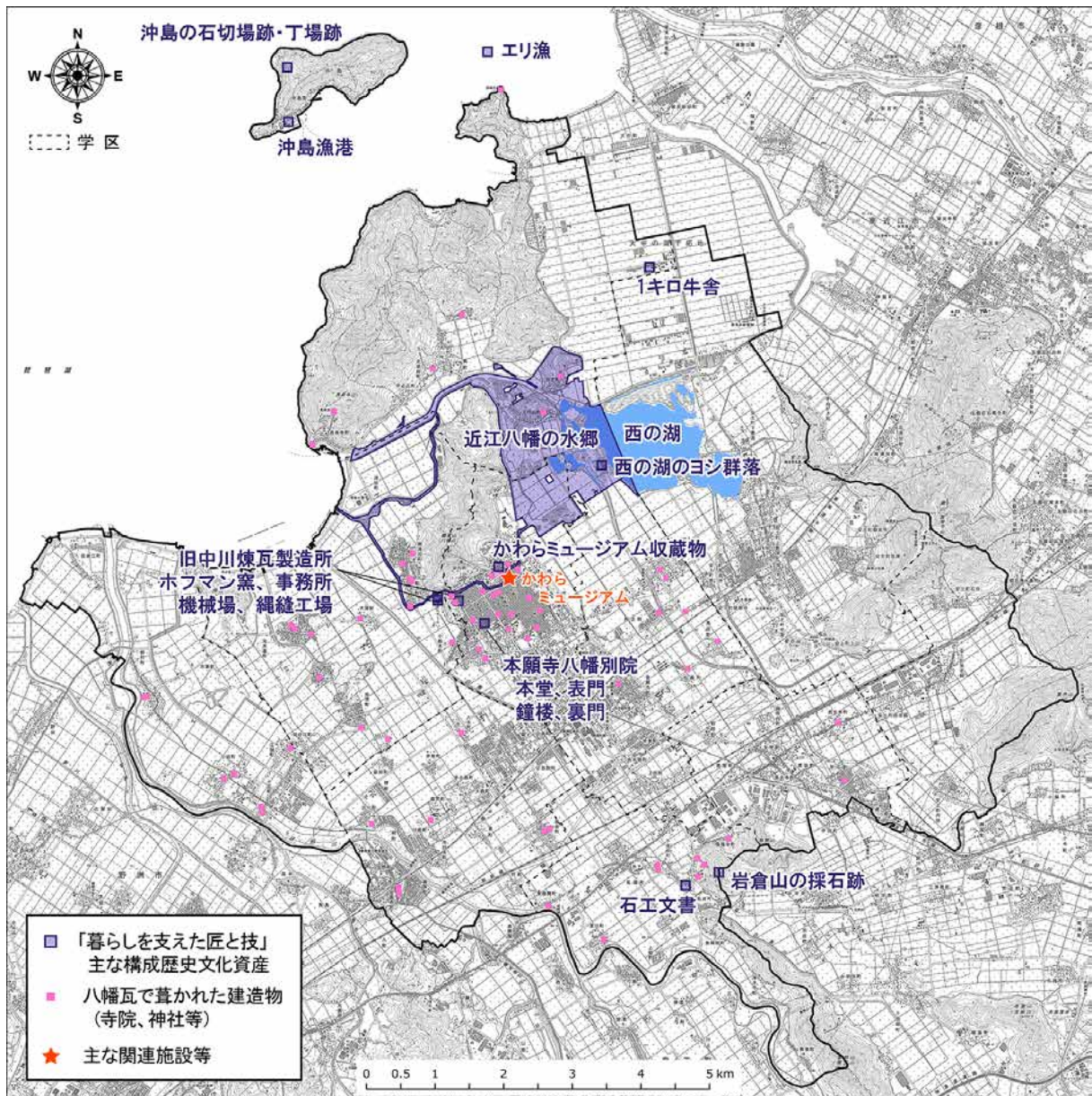
その他…上記伝統産業・特産品に関連する資産(古文書、工芸品、民具等)、その他伝統産業・特産品(淡水真珠、
八幡押絵、竹細工、熊手、和菓子、鮎ずし、じゅんじゅん等)及び関連する資産、採石・石積等に関連す
る資産、石工の手による石造物(道標、常夜灯等)等

※市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産

3) 保存・活用の核となる関連施設等

かわらミュージアム(八幡)など

「暮らしを支えた匠と技」主な構成歴史文化資産等の分布



※市外に所在、または市内外の美術館等に寄託している資産について元の所在地情報に基づき場所を示している



ヨシの丸立て



ヨシ製品



岩倉山の採石跡



石工文書



八幡瓦



八幡靴



赤こんにやく



エリ漁

1-3. 関連文化財群に関する課題及び方針

(1) 琵琶湖・内湖とともに生きる文化と景観

琵琶湖及び西の湖周辺では、集落の暮らしや生業に関する文化の維持が困難となっており、特に、ヨシ地の管理及びヨシを用いた地域の伝統文化、産業の保存継承が課題となっています。重要文化的景観近江八幡の水郷は、その選定範囲が旧近江八幡市側にとどまっており、旧安土町側を含む一体的な保存・活用の取組が進んでいません。

沖島では、人口減少・高齢化が進み、これまで伝え継がれてきた社寺の祭りや行事の担い手不足が深刻化しています。また、生業としての漁業についても、後継者問題や漁場環境の保全など、周辺環境の維持が求められています。

一方、内陸部では、史跡雪野山古墳（国指定）、史跡瓢箪山古墳（国指定）、史跡千僧供古墳群（県指定）など古代の歴史文化資産が身近に存在していますが、八幡堀や城跡などと比べ知名度がなく市民等の関心が低いことから、価値や魅力を十分に伝えることができていません。また、史跡については、史跡大中の湖南遺跡（国指定）、史跡瓢箪山古墳（国指定）など、十分な管理ができておらず、適切な維持管理が求められています。

<保存と活用に関する方針>

○西の湖及び周辺を対象とした一体的な保存・活用の推進

重要文化的景観近江八幡の水郷の追加選定を受け、西の湖全域及び周辺を含めて、その保存・活用の取組を推進します。

○琵琶湖・沖島の生業と暮らしの歴史文化の継承

西の湖及び琵琶湖・沖島の生業（漁撈、ヨシ産業等）に関わる歴史文化資産の保存管理とともに、それらを活かした観光や地域振興に取り組みます。

○市内の古墳・古墳群に関する発信の強化及び活用の推進

地域と連携し、市内に所在する古墳や古墳群に関する普及啓発を図るとともに、それらを活かしたイベント等の取組を推進します。

○維持管理が十分でない史跡の保存・活用の推進

地域や所有者と連携し、史跡の適切な維持管理を行うとともに、普及啓発や活用等に取り組みます。

(2) 街道と宿場町、湖上交通の広がりとの交わり

中山道及び朝鮮人街道、八風街道などの本市に関わる街道や湖上交通については、これまで県による調査や本市の市史編纂事業、また、民間の団体等による道標調査などにより蓄積された多くの資料がありますが、それらが市民共有の情報として十分に活用されていません。

中山道武佐宿は、かつての宿場町として貴重な価値を有していますが、その町並みや歴史的な建造物の保存は限定的なものにとどまり、また、専属の観光ボランティアガイドがいないなど、その保存・活用が十分に図られていない状況にあります。また、朝鮮人街道と朝鮮通信使について、世界記憶遺産としての価値を効果的に情報発信できていません。

<保存と活用に関する方針>

○街道及び湖上交通の歴史文化に関わる発信の強化、保存及び活用の推進

地域と連携し、市域内を通るかつての街道や湖上交通に関する普及啓発を図るとともに、関連する歴史文化資産の保存及びそれらを活かしたイベント等の取組を推進します。

○広域的なつながりを活かした街道ネットワークの構築

街道で繋がる市外の自治体や各種団体等と連携、参画し、街道に関わる歴史文化についての広域的な普及啓発、活用等に取り組みます。

(3) 信仰と巡礼が織りなす仏教文化と美術

本市に所在する様々な信仰に関わる歴史文化資産について、その多くが各寺院等に所蔵、管理されていますが、資産の保存修理や耐震化の必要性など、個々の資産の状況に応じた適切な保存管理を、所有者等との連携のもと継続して取り組む必要があります。

また、活用の面からは、日本遺産「西国三十三所観音巡礼」の構成資産に位置付けられる長命寺及び観音正寺、「伊崎五ヵ寺」など山岳修験に関わる寺院、また、聖徳太子ゆかりの寺院など寺院間の連携の取組が不足しており、全国でも有数の寺院が集積する地域としての強みを十分に活かしきれていません。

<保存と活用に関する方針>

○長命寺の歴史文化資産の保存修理の実施

重要文化財長命寺本堂、護摩堂他建造物の保存修理及び耐震性の強化、重要文化財長命寺文書の保存修理を計画的に実施します。

○寺院間の連携による歴史文化資産活用の推進

西国巡礼三十三所の寺院、「伊崎五ヵ寺」など山岳修験に関わる寺院や聖徳太子ゆかりの寺院など、市内外の寺院及び市外の自治体や各種団体等と連携、参画し、本市の仏教文化・美術に関わる歴史文化についての普及啓発、活用等に取り組みます。

(4) 佐々木六角氏と観音寺城

観音寺城跡について、これまで調査は一部にとどまっており、その価値や全貌が明らかではないことから、適切な保存・活用に向けて、計画的な調査及びその成果の共有が求められます。観音正寺については、所有者との連携のもと、継続的な保存管理に取り組む必要があります。

あわせて、これまで地域で取り組まれてきた観音寺城跡及び城下町の保存・活用についての様々な活動を活かしつつ、その価値や魅力をより多くの市民や来訪者等に伝えていくための取組を拡充していく必要があります。

また、金剛寺城（金田館）跡、水茎岡山城、長光寺城（瓶割山城）跡、北之庄城跡（深谷・岩崎山城遺跡）などの六角氏関連の城跡が多数所在するにも関わらず、その魅力を伝える有効な発信ができていません。

<保存と活用に関する方針>

○観音寺城跡の計画的、総合的な調査の実施

これまでの発掘調査成果等を踏まえつつ、その価値や全貌を明らかとするための調査計画を立案、実施します。

○地域と連携した観音寺城跡及び城下町の保存・活用の推進

地域と連携し、観音寺城跡の維持管理及び城下町の歴史文化資産を活かしたイベント実施等の活動に取り組めます。

○六角氏に関わる城跡の活用と発信の強化

六角氏に関わる城跡を活かしたイベント等を実施するとともに、その魅力について広く市民等に普及啓発を図ります。

（５）織田信長と安土城

特別史跡安土城跡（国指定）について、資産単体としての知名度がある一方、城下町及び周辺地域の資産や市域の他の資産との関係性について効果的な情報発信ができておらず、その波及効果を活かした活用を図る必要があります。

また、安土城跡及び城下町に関わる主体は、所有者、市及び県、地域及び各種団体など多岐にわたりますが、それらの役割分担等が明確ではなく、資産の適切な保存・活用に向けた連携の強化が求められます。

<保存と活用に関する方針>

○安土城跡の効果的、多角的な活用の推進

関連資産同士の関係性を活かした取組や、先端技術等の活用など、安土城跡及び城下町の新たな魅力の創出及びそれらを活かす様々な活用に取り組みます。

○多様な主体と連携した安土城跡及び城下町の保存・活用の推進

所有者、地域及び各種団体、県等とともに、安土城跡及び城下町の保存・活用に関する役割分担や取組を協議、検討し、各主体との連携のもと保存・活用の取組を推進します。

（６）豊臣秀次と八幡山城

八幡山城跡及び城主豊臣秀次について、その価値や全貌が明らかではなく、未指定の扱いであることから、計画的な調査の実施及びその成果を踏まえた保存・活用の推進が求められます。八幡山城跡について、屋敷地跡の竹林が管理不足で荒廃しているなど、資産及び周辺環境の景観を守るための維持管理を継続していくことが求められます。

また、八幡堀の清掃や維持管理活動など、これまで地域で取り組まれてきた八幡山城跡及び城下町の保存・活用についての様々な活動を活かしつつ、その価値や魅力をより多くの市民や来訪者等に伝えていくための取組を拡充していく必要があります。

<保存と活用に関する方針>

○八幡山城跡の計画的、総合的な調査の実施及び保存管理の推進

これまでの発掘調査成果等を踏まえつつ、その価値や全貌を明らかとするための調査計画を立案、実施し、その成果を踏まえ指定等の保存管理のあり方を検討、推進します。

○地域と連携した八幡山城跡及び城下町の保存・活用の推進

地域と連携し、八幡山城跡及び八幡堀の維持管理、城下町の歴史文化資産を活かしたイベント実施等の活動に取り組みます。

（７）八幡商人のふるさと

八幡商人についての調査研究は、県内の近江商人ゆかりの地に比べ、その研究成果は多くなく、また、市史編纂事業をはじめとした調査によって資料として整理された既存成果についても、市民共有の情報として十分に活用されていません。

八幡商人の商家の保存修理や耐震化の必要性など、資産の状況に応じた適切な保存管理の必要性とともに、活用の面からは、全国規模の八幡商人の出店先などゆかりの地域との交流も不足しています。

<保存と活用に関する方針>

○八幡商人に関する調査研究及び発信の強化

八幡商人に関する調査研究を計画的に実施するとともに、その成果について広く市民等に普及啓発を図ります。

○八幡商人の商家の保存修理の実施

老朽化が進行する八幡商人の商家の保存修理及び耐震性の強化を計画的に実施します。

○八幡商人ゆかりの地との連携による歴史文化資産の活用推進

八幡商人の出店先などゆかりの地域と連携し、八幡商人の足跡に関する調査研究及び普及啓発、活用等に取り組みます。

(8) ヴォーリズと近代化の足音

ヴォーリズ建築について、常時公開の施設は一部にとどまっており、市内に点在する様々なヴォーリズ建築についての情報発信及び公開等の活用が十分に図られていません。

また、ヴォーリズ建築の保存・活用に関わる主体として、所有者及び地域、ボランティア団体等多岐にわたっており、資産の適切な保存・活用に向けた連携の強化が求められます。

その他の近代化遺産として、旧中川煉瓦製造所関連の資産について、その保存と有効活用を検討する必要があります。

<保存と活用に関する方針>

○市内のヴォーリズ建築に関する活用及び発信の強化

所有者、地域及び各種団体等との連携のもとヴォーリズ建築の保存・活用及び情報発信の取組を推進します。

○ヴォーリズ建築の保存修理の実施

老朽化が進行するヴォーリズ建築の保存修理を計画的に実施し、その活用を図ります。

○旧中川煉瓦製造所の保存・活用の検討

地域と連携し、ホフマン窯をはじめ旧中川煉瓦製造所の保存及び活用のあり方について検討、実施します。

(9) 八幡発展の礎を築いた教育文化

教育文化に関する調査は、これまで市史編纂事業などの一部の調査にとどまっています。特に市内小学校等の所蔵資料などについて、調査が行われていないことから、計画的な調査を実施するとともに、その成果について市民等と共有及び活用を図ることが求められます。

<保存と活用に関する方針>

○教育文化に関わる歴史文化資産の計画的調査の実施及び保存管理の推進

学校所蔵資料に関する調査計画を立案、実施し、その成果について適切な保存管理を行います。

○地域と連携した教育文化の歴史文化を活かした活用の推進

地域と連携し、本市の教育文化に関する歴史文化資産について市民や来訪者等が知る機会や場の創出に取り組みます。

(10) 多様なむらの成り立ちと暮らし

むらづくりに関する調査は、これまで市史編纂事業などの一部の調査にとどまっています。特に自治会等の所蔵資料などについて、十分な調査が行われていないことから、計画的な調査を実施するとともに、その成果について市民等と共有及び活用を図ることが求められます。

また、神社の楼門など各村で大切に守られてきた歴史文化資産について、保存修理や耐震化の必要性など、資産の状況に応じた適切な保存管理が求められます。

＜保存と活用に関する方針＞

○むらづくりに関わる歴史文化資産の計画的調査の実施及び保存管理の推進

自治会所蔵資料に関する調査計画を立案、実施し、その成果について適切な保存管理を行います。

○歴史文化資産の保存修理の実施

老朽化が進む重要文化財小田神社楼門の保存修理及び耐震性の強化を計画的に実施します。

（１１）祭りと暮らしの中の祈り

本市を代表する祭りである「火祭り」について、観光や地域振興の核としての活用が期待されますが、その価値や魅力が来訪者のみならず、市外からの移住・定住を含む市民に対して十分に伝わっていない状況にあります。代表的な左義長祭や松明祭、篠田の花火以外の市内で展開される様々な火祭りについての調査も不十分であり、これら歴史文化資産としての価値を明確にすることで、市民等へのアピールと祭りの保存・継承へとつなげていくことが求められます。

一方、火祭り以外の祭りについて、その認知度は決して高くなく、例えば馬の文化などについて、その重要性について伝えていく取組が求められます。

これら祭りの担い手について、集落の少人数の役員でかろうじて維持されているものも少なくありません。担い手の確保、後継者の育成とともに、松明祭で用いるヨシ等材料の確保など、保存継承のための取組を多角的に実施していく必要があります。

＜保存と活用に関する方針＞

○火祭りに関わる歴史文化資産の計画的調査の実施及び保存管理の推進

市内各所に伝えられる火祭りに関する調査計画を立案、実施し、その成果を踏まえ指定等の保存管理のあり方を検討、推進します。

○馬の文化に関する普及啓発の推進

地域及び各種保存団体等と連携し、馬の文化に関する普及啓発を検討、実施します。

○祭り・伝統行事の保存継承のための担い手への支援等の充実

地域及び各種保存団体等と連携し、後継者の確保、育成及び材料確保のあり方について検討、実施します。

（１２）暮らしを支えた匠と技

集落の暮らしや生業に関する文化の維持に向けては、担い手の確保、育成のための技術の継承等に関する支援とともに、次代を担う子どもたちをはじめ、西の湖の生業について学んだり、郷土料理を楽しむなどを通じて、地域の歴史文化に触れる機会を拡充していく必要があります。

また、本市の伝統産業及び特産品、地場産業を産業として維持していくには、需要をいかに確保、拡大していくかが重要となります。そのために、市内外の知名度の向上及び関心、理解を深めていくためのブランド化や情報発信の充実などの魅力向上の取組が求められます。

＜保存と活用に関する方針＞

○歴史学習等を活用した伝統産業、食文化に触れる機会の拡充

歴史学習や学校給食等を通じて、小中学校等の子どもたちが伝統産業や郷土料理、特産品等に触れる機会を増やします。

○地域特性を活かした地場産業等の活性化の推進

農業振興及び水産業振興施策等と連携し、地場製品のブランド化や普及啓発の取組を推進します。

2. 文化財保存活用区域

2-1. 文化財保存活用区域の方針

(1) 文化財保存活用区域の目的

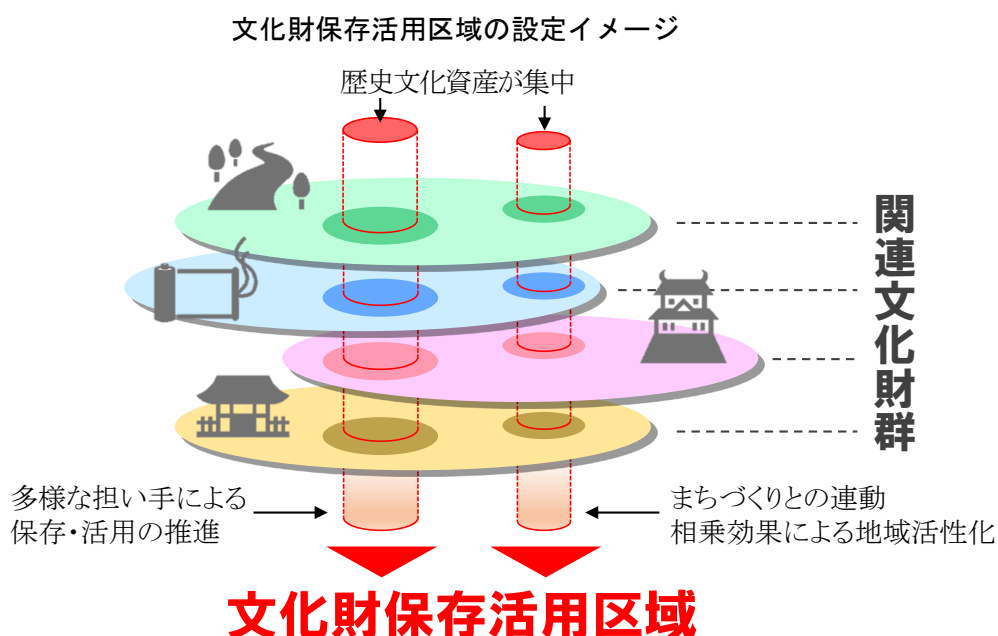
文化財保存活用区域とは、『文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域』（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」文化庁、平成31年（2019）3月）として、同区域の文化財の保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出を目指して設定するものです。

上記の考え方を踏まえて、本市における文化財保存活用区域は、「多種多様な歴史文化資産の保存・活用を、重点的、優先的に推進することで、歴史文化を活かしたまちづくりの先導的役割を果たすとともに、市域全体における取組へと波及させていくモデルとなる区域」として設定します。

(2) 文化財保存活用区域設定の考え方

文化財保存活用区域は、以下の条件を考慮して設定します。

- ・近江八幡市の一つないし複数の関連文化財群について、それらを構成する主な歴史文化資産が集中して所在している区域であること。
- ・歴史文化資産の周辺の環境を含めて、当該資産を核とした文化的な空間が形成されている、またはその創出が期待される区域であること。
- ・保存・活用を推進するための関連施設等が歴史文化資産に近接して所在している、またはそれら施設等の整備に適した区域であること。
- ・これまで行政による重点的な施策が図られていることに加えて、地域住民等による歴史文化に関わる取組やまちづくり活動が盛んであり、多様な担い手による保存・活用の推進が期待できる区域であること。
- ・他行政分野における既存の各種まちづくり施策や計画区域・エリア等を踏まえ、それらまちづくりとの連動や相乗効果による地域の活性化等が期待される区域であること。



2-2. 近江八幡市の文化財保存活用区域

前項の設定の考え方を踏まえ、本市の文化財保存活用区域を以下の5つの区域に設定します。

- (1) 近江八幡の水郷・西の湖周辺保存活用区域
- (2) 中山道・武佐宿沿道周辺保存活用区域
- (3) 観音寺城周辺保存活用区域
- (4) 安土城周辺保存活用区域
- (5) 八幡山城周辺保存活用区域

近江八幡市の文化財保存活用区域

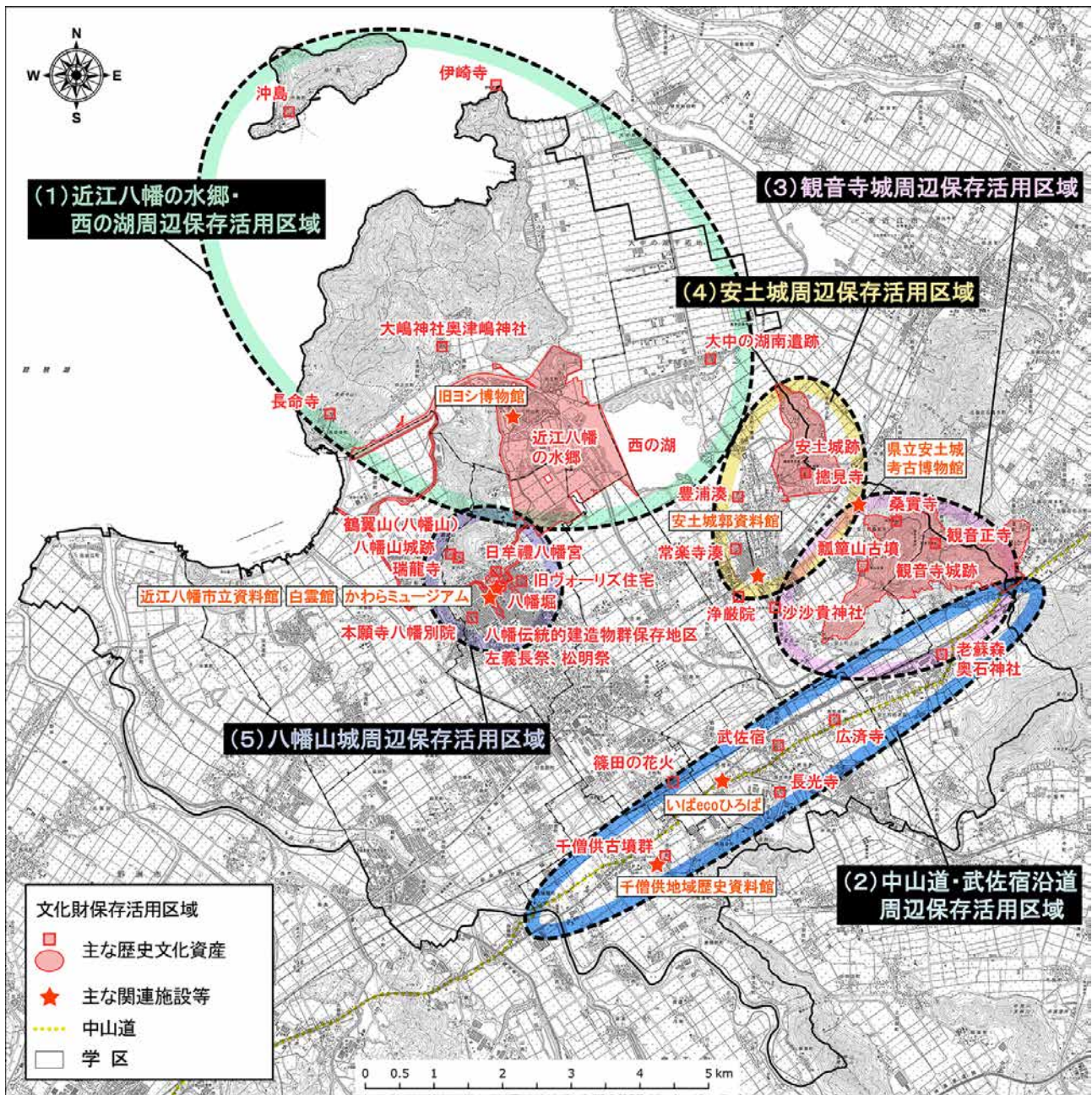
(1) 近江八幡の水郷・西の湖周辺保存活用区域	
区域が所在する学区	八幡・島・安土
区域の範囲	重要文化的景観近江八幡の水郷、国指定史跡大中の湖南遺跡、西の湖を中心に、沖島及び長命寺、伊崎寺、大嶋神社奥津嶋神社等を含む区域
主に関わりがある 関連文化財群	①琵琶湖・内湖とともに生きる文化と景観 ③信仰と巡礼が織りなす仏教文化と美術 ⑨八幡発展の礎を築いた教育文化 ⑩多様なむらの成り立ちと暮らし
核となる 歴史文化資産	近江八幡の水郷及び西の湖、長命寺、伊崎寺、大嶋神社奥津嶋神社、大中の湖南遺跡、琵琶湖及び沖島 等
区域内の主な 関連施設等	旧ヨシ博物館 等
区域と連動、補完する既存 計画の範囲、法規制等	・近江八幡市風景計画 風景ゾーン 湖畔風景ゾーン、水郷風景ゾーン、田園風景ゾーン ・自然公園地域 琵琶湖国定公園（第2種・第3種特別地域）
(2) 中山道・武佐宿沿道周辺保存活用区域	
区域が所在する学区	馬淵・武佐・老蘇
区域の範囲	武佐宿及び市域の旧中山道沿道の区間を中心とした区域
主に関わりがある 関連文化財群	②街道と宿場町、湖上交通の広がりとの交わり ③信仰と巡礼が織りなす仏教文化と美術 ⑩多様なむらの成り立ちと暮らし
核となる 歴史文化資産	中山道及び武佐宿、老蘇森、奥石神社、広済寺、長光寺、篠田の花火、千僧供古墳群 等
区域内の主な 関連施設等	千僧供地域歴史資料館、いばECOひろば 等
区域と連動、補完する既存 計画の範囲、法規制等	・近江八幡市風景計画 風景ゾーン 街道風景ゾーン

(3) 観音寺城周辺保存活用区域	
区域が所在する学区	安土・老蘇
区域の範囲	国指定史跡観音寺城跡及び城下町を中心に、瓢箪山古墳及び沙沙貴神社、桑實寺、奥石神社等を含む区域
主に関わりがある 関連文化財群	④佐々木六角氏と観音寺城 ①琵琶湖・内湖とともに生きる文化と景観
核となる 歴史文化資産	観音寺城跡、観音正寺、沙沙貴神社、瓢箪山古墳 等
区域内の主な 関連施設等	県立安土城考古博物館 等
区域と連動、補完する既存 計画の範囲、法規制等	・近江八幡市風景計画 風景ゾーン 歴史文化風景ゾーン、田園風景ゾーン

(4) 安土城周辺保存活用区域	
区域が所在する学区	安土
区域の範囲	特別史跡安土城跡及び城下町を中心に、常楽寺浜、浄厳院等を含む区域
主に関わりがある 関連文化財群	⑤織田信長と安土城 ②街道と宿場町、湖上交通の広がりとの交わり
核となる 歴史文化資産	安土城跡、摠見寺、浄厳院、湊（常楽寺、豊浦） 等
区域内の主な 関連施設等	県立安土城考古博物館、安土城郭資料館 等
区域と連動、補完する既存 計画の範囲、法規制等	・近江八幡市風景計画 風景ゾーン 歴史文化風景ゾーン、水郷風景ゾーン、田園風景ゾーン

(5) 八幡山城周辺保存活用区域	
区域が所在する学区	八幡
区域の範囲	八幡山城跡とされる八幡山（鶴翼山）及び八幡堀、八幡伝統的建造物群保存地区を中心に、旧八幡町の一带を含む区域
主に関わりがある 関連文化財群	⑥豊臣秀次と八幡山城 ⑦八幡商人のふるさと ⑧ヴォーリズと近代化の足音 ⑨八幡発展の礎を築いた教育文化 ⑩祭りと暮らしの中の祈り ⑪暮らしを支えた匠と技
核となる 歴史文化資産	八幡山城跡、八幡堀及び八幡伝統的建造物群保存地区、日牟禮八幡宮、本願寺八幡別院、瑞龍寺、左義長祭、松明祭（八幡祭）、ヴォーリズ建築（旧ヴォーリズ住宅ほか）、鶴翼山（八幡山）等
区域内の主な 関連施設等	近江八幡市立資料館、白雲館、かわらミュージアム 等
区域と連動、補完する既存 計画の範囲、法規制等	・近江八幡市風景計画 風景ゾーン 伝統的風景ゾーン、水郷風景ゾーン ・自然公園地域 琵琶湖国定公園（第2種・第3種特別地域）

文化財保存活用区域の設定



2-3. 文化財保存活用区域に関する課題及び方針

(1) 近江八幡の水郷・西の湖周辺保存活用区域

○旧ヨシ博物館の資料調査及び施設の利活用方策の検討

西の湖周辺には、かつてヨシに関わる文献や様々なヨシ製品、民具などを収集、展示していた私設の「ヨシ博物館」がありましたが、現在は常駐した管理者がおらず、開館当時に展示されていた貴重な資料の散逸が危ぶまれています。さらに、地域には歴史文化資産の保存及び活用を推進するための拠点機能を有する施設がないことから、旧ヨシ博物館の資料調査を実施するとともに、地域の活性化等の拠点としての利活用の可能性を、地域とともに検討、推進します。

○広域的な観光周遊に資する西の湖周辺等の整備活用の推進

区域は、八幡地域（旧近江八幡市域）及び安土地域（旧安土町域）双方にまたがっており、両地域をつなぐ広域的な市内観光周遊ルートの拠点としての活用が期待されます。しかしながら、区域内の歴史文化資産同士をつなぐルート整備や、西の湖や沖島などの水辺環境、また、長命寺及び伊崎寺などの日本遺産の活用が十分に図られていないことから、広域的な観光周遊の充実のための歴史文化資産及び周辺環境のハード・ソフト面の整備活用を検討、推進します。

(2) 中山道・武佐宿沿道周辺保存活用区域

○中山道・武佐宿の普及啓発及び保存・活用の推進

市南部を東西に通過する中山道は、JR 駅及び本市の中心市街地から離れたところに所在しており、また、観光ボランティアガイドも組織されていないなど、観光等の活用にあたっての基盤が比較的弱く、価値や魅力を市民や来訪者に十分に伝えきれていない状況にあります。そのため、中山道に関する市外の自治体や各種団体等と連携、参画し、中山道及び武佐宿の普及啓発を図るとともに、区域に所在する歴史文化資産の保存及びそれらを活かしたイベント等の取組を推進します。

(3) 観音寺城周辺保存活用区域

○観音寺城及び城下町の魅力向上の推進

観音寺城跡及び城下町について、その価値や全貌が明らかでなく、また、JR 駅等から離れたところに位置していることなどから、資産の価値や魅力についての情報発信が不十分であり、観光や地域振興のための活用がしづらい状況となっています。そのため、観音寺城跡の把握調査の実施とともに、それら成果を活かした観音寺城及び城下町の魅力発信や観光客等誘致のためのイベント等の取組を推進します。

（４）安土城周辺保存活用区域

○安土城跡及び城下町の価値や魅力を活かした地域振興の推進

特別史跡安土城跡については、観光地としての知名度がある一方、安土城下町の歴史文化資産に関する効果的な情報発信ができておらず、また、区域に所在する安土城郭資料館及び県立安土城考古博物館についても、安土城跡と JR 線で分断されているなど、安土城跡の来訪者が足を延ばして城下町周辺を巡るための機会や場が不足しており、区域の価値や魅力を十分に活かしきれていない状況にあります。

そのため、安土城跡及び城下町の歴史文化資産の魅力の掘り起こし、関連施設の活用及び周遊ルート整備等を通じて、地域振興に資する歴史文化資産の活用を図ります。また、県立安土城考古博物館における展示について協働で進めるなど、県との連携を強化します。

（５）八幡山城周辺保存活用区域

○伝統的建造物群保存地区の暮らしと魅力の両立を図る保存・活用の推進

伝統的建造物群保存地区における建造物の維持管理や利便性向上に際して、意匠などの歴史的価値を保ったまま、建築基準法に適合した改修等を行うことが困難な場合があります。また、地区の住民にとって、歴史的な町並みの持つ価値や魅力を知る機会や場が少ないことから、伝統的建造物群保存地区の居住環境の確保と歴史文化資産の保存の両立を図るための取組を検討、推進します。

○八幡山城跡及び城下町の価値や魅力を活かす基盤整備等の推進

八幡山城跡について、その価値や全貌が明らかでなく、価値や魅力を市民や来訪者に十分に伝えきれていない状況にあります。また、観光振興等を行うにあたり、歴史文化資産が高密度に集積する区域の特性を活かして、無電柱化や道路舗装の統一などの修景整備や観光案内サインの充実など、歩いて楽しめる空間としての魅力づくりが求められることから、市立資料館や白雲館、かわらミュージアムなど関連施設との連携強化のもと、八幡山城跡及び城下町の保存・活用のための基盤整備を検討、推進します。

（６）区域共通の方針

○風景計画と連動した周辺環境の保存・再生による区域の魅力づくり

各区域は、風景計画における「湖畔風景ゾーン」「水郷風景ゾーン」「街道風景ゾーン」「歴史文化風景ゾーン」「伝統的風景ゾーン」などと概ね重なる範囲となっています。

そのため、各ゾーンにおける風景づくりの取組などと連動、相互補完していくことで、歴史文化資産をとりまくバッファゾーンとしての山林や農地、水路、集落、市街地等の周辺環境の保存・再生を図り、歴史文化資産を核とした区域一帯の魅力づくりを推進し、地域活性化や観光振興へと活かしていきます。